

2026 年度 奈良県看護学会 演題登録要綱

1. 演題登録資格

- 1) 筆頭研究者（発表者）…奈良県看護学会の会員であること。
- 2) 共同研究者……………奈良県看護学会の会員であること。
看護職以外は、非会員でも共同研究者としての資格を有する。

2. 登録受付要件（以下をすべて満たしていること）

- 1) 未発表・未登録の演題であること（他学会、研究会および出版物等に発表・投稿していないもの）に限る。施設内発表はこの限りではない。
- 2) 看護実践に役立つ示唆のある報告であること。
- 3) 行った倫理的配慮が記載されていること。

3. 種別

「研究報告」と「実践報告」の種別がある。以下の説明に従い、「研究報告」か「実践報告」の種別を選び登録する。なお、「研究報告」と「実践報告」では項立てやそれぞれの項に記載する内容が異なるため、抄録作成の際は「7. 抄録作成時の注意点」をよく確認すること。

「研究報告」：調査等に基づく研究の成果についてまとめられた、看護学の発展につながる報告。

「実践報告」：臨床等の実践内容から得られた成果についてまとめられ、看護実践の示唆を与える報告。

4. 発表形式

口演とポスターの形式がある。

登録時にどちらかを選ぶことができるが、申し込みの発表形式とは異なる発表になる場合がある。最終的な決定は奈良県看護学会長に一任する。

5. 演題登録方法

- 1) オンライン研修システム「manaable(マナブル)」内『2026 年度 奈良県看護学会〈演題登録〉』（<https://nara-kango.manaable.com/login/7ee580f1-5abd-47d3-b7f3-ad628d7fe0b6/detail>）から、書類①「演題登録申込書」、書類②「抄録作成フォーマット」をダウンロードし作成。同ページ右上「研修を申し込む」より書類提出画面にすすみ、書類①②をアップロードする。
- 2) 応募期間：2026 年 5 月 11 日（月）～7 月 31 日（金）~~13:00~~ **8 月 15 日（土）23:59 必着**

6. 研究倫理・倫理的配慮について

「日本看護学会学術集会 演題登録規定 2026 年度版」に準じる。

- 1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年 3 月 23 日制定）」にある「人を対象とした研究」である場合、研究倫理審査を受審することが必須となる。研究倫理審

査を受審した場合、抄録中に承認番号を必ず記載する。指針の対象外で受審しなかった場合も、研究・報告の過程で行った倫理的配慮は抄録内に記載する。

例) A 病院の研究倫理審査委員会の承認を得た (承認番号 A-〇〇〇)

例) 対象者には個人が特定されないよう匿名化することと情報の管理について、また、学術集会で症例報告として発表することを書面で説明し、同意書をもって同意を得た。

- 2) 所属施設に倫理審査委員会がない場合は、奈良県看護協会の倫理審査委員会で審査を受けること。前月末日申請締め切り、当月上旬の委員会で書面審査される。(当会ホームページを参照のこと) 当月 15 日までに書面をメールで結果通知される。

※ 本学会発表においての迅速審査が必要な場合は要相談とする。

7. 抄録作成時の注意点

1) 表題・副題

簡潔明瞭に抄録内容を適切に表すものとし、表題・副題はそれぞれ 30 字以内とする。

2) キーワード

3 つ以上 5 つ以内とする。

3) 所属施設名・氏名

所属施設名のみとし、部署名は不要とする。また、略さず正式名称を登録すること。

所属施設が教育機関の場合、学科までの記載とする。

複数施設の場合は、氏名の肩に番号を付与し、施設名の前に番号を入れる。

発表者は、名前の前に○をつける。

4) 抄録本文：A4 1 枚 1200 字程度 2 段組

(1) 抄録は文章のみとし、図表の登録はできない。

(2) 文章は和文、新仮名づかいを用いること。外国語はカタカナ表記、外国人名や日本語訳が定着していない学術用語等は原語で表記すること。英文、アラビア数字は半角とする。

(3) 項目立ては下記の【】の項目を全て使用し、各項目に以下を含む必要な内容を記載する。

〈「研究報告」の項目立てと必要な記載内容〉

【緒言】 先行研究で明らかになっている内容をもとに本研究の新規性および意義を明確に記載する。

【目的】 本研究の目的を明確に記載する。

【方法】 研究方法と分析方法の両方を記載する。

【倫理的配慮】 研究の過程で行った倫理的配慮を記載する。利益相反の申告について、利益相反があるかないかを記載し、ある場合は自己申告すること。

【結果】 事実を客観的に記載する。

【考察】 結果の解釈、先行研究との関連を記載する。

【結論】 考察から導き出された結論と本研究の限界、今後の看護実践や研究への示唆を記載する。

〈「実践報告」の項目立てと必要な記載内容〉

【背景】 実践に取り組んだ背景などを記載する。

【目的】 実践の狙い（実践の目的）を明確に記載する。

【実践内容・方法】 事例の概要や取組みの方法を記載する。

【倫理的配慮】 研究の過程で行った倫理的配慮を記載する。

【結果】 実践の結果を記載する。

【考察】 結果の解釈、先行研究がある場合にはそれとの関連などを記載する。

【実践への示唆】 課題や展望など、今後の看護実践や研究への示唆を記載する。

(4) 引用文献リスト、参考文献リストの記載は不要とする。

(5) 誤字、脱字に注意すること。

5) 研究対象施設や対象者の特定を避けるため、名称などの表記に注意すること。

(1) 「当院」「当病棟」等の記載はせず、「A 病院」「A 病棟」など匿名化すること。

(2) 氏名や県名はイニシャル表記をしないこと。

例) N. A 氏 → A 氏、奈良県 → A 県

(3) 患者の病歴や経過などの日付表記は、特定できない表記を考慮すること。患者の氏名、住所、診療 ID 及び患者の特定につながる場合は、役職や診療科なども記載しないこと。

(4) 研究または実践対象者への介入時期特定を避けるため、介入に関する年月の標記は一部伏せる。 例) 「202X 年 4 月～202X 年 3 月」「202X 年 3 月から 4 か月」等

(5) 許諾が必要な尺度及び商標登録物等は、筆頭演者が予め使用許諾を得た上で、発表媒体（口演スライド・ポスター）にその旨を記載する。抄録本文に使用許諾を得たことの記載は不要。商標登録されているものは、その名称の最後に®を記載する。

8. 抄録選考基準

研究報告 抄録選考基準

採択	抄録選考基準 A、B、C、D、E の全てを満たしている
保留 (修正抄録で 採否を決定)	抄録選考基準 A～E に不足があり、容易に修正が可能である
不採択	修正がされない場合は不採択となる

「日本看護学会学術集会 演題登録規定 2026 年度版」(一部引用・改変)

実践報告 抄録選考基準

採択	抄録選考基準 A、B、C、D の全てを満たしている
保留 (修正抄録で 採否を決定)	抄録選考基準 A～D に不足があり、容易に修正が可能である
不採択	修正がされない場合は不採択となる

「日本看護学会学術集会 演題登録規定 2026 年度版」(一部引用・改変)

初回選考における総合判定基準

研究報告の選考基準	内容
A. 看護実践への示唆	より質の高い看護実践に役立つ示唆が示されている。
B. 新規性および研究手法の適切性	研究に新規性がある。 適切な研究手法を用いている。
C. 倫理的配慮	倫理的配慮が適切に行われている。
D. 論理の一貫性	目的から結果・考察までに一貫性がある。 研究目的を明確に示している。 分析方法を適切に示している。 事実を客観的に示している。 得られた結果に基づいた解釈をしている。
E. 構成の適切性	演題登録要綱に沿って形式を整えている。

実践報告の選考基準	内容
A. 看護実践への示唆	より質の高い看護実践に役立つ示唆が示されている。
B. 倫理的配慮	倫理的配慮が適切に行われている。
C. 論理の一貫性	目的から結果・考察までに一貫性がある。 実践のねらいを明確に示している。 実践内容（手順・過程や成果）を明確に示している。 事実を客観的に示している。 得られた結果に基づいた解釈をしている。
D. 構成の適切性	演題登録要綱に沿って形式を整えている。

9. 抄録査読のプロセス

1) 演題登録内容の修正

登録内容等に不備があり看護協会事務局より連絡を受けた場合は、速やかに修正し再提出すること。

2) 初回選考

「8. 抄録選考基準」に沿って査読者が選考を行う。その後、奈良県看護協会役員にて再選考を行う。選考結果および査読者からのコメントに関して異議申立がある場合は、選考結果公開後1週間以内に看護協会事務局に申し出を行うこと。

3) 再選考

初回選考結果が「保留」だった者のみ、コメントに沿って抄録を修正し、再提出をする。修正がされない場合は不採択となる。

4) 通知方法

選考結果や不備等は、登録されたメールにて通知する。メールアドレスは正確に登録すること。

5) 著作権

奈良県看護学会抄録集に掲載された著作物の複製権、公衆送信権、二次的著作物利用権、譲渡権等は奈良県看護協会に譲渡されたものとする。著者自身の権利を拘束するものではない。

10. 抄録集について

- 1) 抄録集を電子化し、奈良県看護協会ホームページ → manaable に掲載する。
- 2) 提出された抄録は、当協会図書室と国立国会図書館にて保管し閲覧可能とする。

11. 発表に関して

- 1) 筆頭演者を発表者とする。但し、発表者がやむを得ない事情により欠席の場合は共同演者が代替する。また、同施設・同所属者の代読発表を妨げない。
- 2) 動画を用いた発表は、認めない。

12. 演題登録チェックリスト（提出の必要はありません）

チェック項目	チェック
演題登録要綱に沿って確認している。	
筆頭研究者、看護職共同研究者は奈良県看護協会員である。	
未発表・未登録の演題である。	
所属施設名は略さず正式名称で示している。	
必要な倫理的配慮について記載をしている。	
「当院」「当病棟」等で記載をしていない。	
氏名や県名をイニシャルで記載をしていない。	
病歴や経過などの日付を特定できる記載はしていない。	
患者氏名、住所、診療 ID 等の情報を記載していない。	
許諾が必要な尺度等を使用した場合、使用許諾は得られている。	
表題・副題はそれぞれ 30 字以内で示している。	
抄録本文へ筆頭研究者名、所属等を記載していない。	
「項目立て」に沿って必要な内容を記載している。（下記参照） 研究報告：【緒言】【目的】【方法】【倫理的配慮】【結果】【考察】【結論】 実践報告：【背景】【目的】【実践内容・方法】【倫理的配慮】【結果】【考察】【実践への示唆・課題や展望】	
誤字・脱字がない。	